

## 岡山県公有水面埋立協議会規程

### (設置)

第1条 公有水面の埋立に関し適正な行政処理を図るため、岡山県公有水面埋立協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、岡山県知事の協議に応じ、次の事項を審議して答申する。

- 一 公有水面埋立免許に当り、特に重要な埋立（原則として、埋立面積3,000㎡をこえるもの）に関する事。
- 二 公有水面埋立に伴う災害防止、環境保全等に関する事。
- 三 その他特に必要と認められる事項。

### (組織)

第3条 協議会は、常任委員及び臨時委員で組織する。

2 常任委員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 国土交通省中国地方整備局宇野港湾事務所長、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長、岡山県市長会会長、岡山県町村会会長
- 二 岡山県議会議員の職にある者 3名以内
- 三 学識経験者 若干名
- 四 岡山県副知事、環境文化部長、農林水産部長、土木部長

3 臨時委員は、次に掲げる者とする。

国土交通省中国運輸局岡山運輸支局次長、国土交通省中国運輸局岡山運輸支局水島海事事務所長、第六管区海上保安本部所轄海上保安部長、申請地所在市町村長

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 副会長は2名とし、会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (召集及び議事)

第5条 協議会は、会長が召集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、岡山県土木部において処理する。

※平成24年2月1日最終改正